

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、会社を平成7年3月30日に退職する時に、会社の担当者から、「平成7年3月31日については、厚生年金保険の被保険者期間ではなくなるので国民年金に加入しなければならない。」と言われたので、A市役所に妻と一緒にいき、国民年金の加入手続を行った。

A市役所では、職員が、私が持参した年金手帳に手続日を手書きしたことや、私のケースのように、3月31日に国民年金に加入した場合でも、3月分として1か月分の保険料を支払わなければならないと聞いて驚いたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは確かなので、申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間以降において、厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われているほか、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金加入の経緯及び手続の記憶は、鮮明かつ具体的であり、納付したとする金額も、申立期間当時の国民年金保険料とおおむね一致していることから、申立人の主張は不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月及び同年9月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成2年6月
②平成2年9月から3年3月まで

私は、昭和40年6月に国民年金に任意加入し、保険料を納付していたが、61年4月からは第3号被保険者となっているものと思っていた。60歳になる前に、社会保険事務所に年金請求手続の相談に行った際、夫が退職した平成元年12月からは、第3号被保険者の資格を喪失し、第1号被保険者となっていることの説明を受け、併せて、同年12月以降の納付書を作成してもらい、順次、銀行で納付した。

ところが、ねんきん特別便で確認したところ、平成2年2月から3年3月までが未納とされていることが分かり、手元にあった領収証を社会保険事務所に持参したところ、2年2月から同年5月までの期間並びに同年7月及び同年8月については、記録訂正されたが、申立期間については記録訂正されなかったことに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

二つの申立期間は合計8か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が主張するとおり、申立期間の直前直後の期間である平成2年2月から同年5月までの期間並びに同年7月及び同年8月の国民年金保険料については、20年12月22日付けで、それまで未納とされていた当該期間の国民年金保険料が納付済みに訂正されていることが確認でき、申立人の申立期間及びその前後の期間に

係る国民年金の記録が適正に管理されていなかったものと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、平成3年5月ごろに、申立人の資格記録が元年12月にさかのぼって国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に切り替えられたものと推認できるところ、申立人が所持している同年12月から2年2月までの期間及び同年4月の「納付書・領収証書」の納付書発行年月日は、いずれも3年7月11日とされており、申立期間を含む元年12月から3年3月までの納付書が同年7月11日に作成されたものと考えられることから、申立期間についても納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年6月から37年3月まで
②昭和45年5月及び同年6月(還付)

申立期間①について、母親が、「あなたも20歳になったから国民年金に入ったよ。」と言って、私に国民年金の徴収カードを見せてくれたことを覚えている。当時の保険料は毎月100円であったと思うが、私が母親に保険料を渡し、母親が自治会の班長に納付してくれていたはずである。母親は高齢で話を聞くことができないが、私が20歳になったときに母親が国民年金の加入手続きをして、保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間①を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

申立期間②について、所持している国民年金手帳を見ると、昭和45年5月及び同年6月の欄に検認印が押されており、その2か月分の国民年金保険料は納付したと思う。ところが、私は、45年5月から厚生年金保険の被保険者となっており、その2か月分の国民年金保険料は厚生年金保険の加入期間と重複して納付したことになると思うが、当該国民年金保険料を還付された覚えはないので、当該国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、10か月と比較的短期間である上、申立人が所持している昭和37年3月29日に発行された申立人の国民年金手帳によると、当該期間直後の同年4月から41年3月までの国民年金保険料は、すべて納期限内に納付されていることが確認でき、国民年金手帳が発行された

時点で、当該期間の国民年金保険料は現年度納付により納付することができたことを踏まえると、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人が所持している昭和 41 年 4 月 1 日に発行された申立人の国民年金手帳によると、「昭和 45 年度国民年金印紙検認記録」の 4 月から 6 月までの欄には、検認印が押され、切り取られていない昭和 45 年度の「国民年金印紙検認台紙」の 4 月の欄には、その当時の 3 か月分の国民年金保険料に相当する 750 円の国民年金印紙が貼られているとともに、5 月及び 6 月の欄に検認印が押されていることが確認できることから、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は昭和 45 年 5 月及び同年 6 月は、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月28日に訂正するとともに、B社における資格取得日に係る記録を45年4月20日に、資格喪失日に係る記録を同年8月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、40年10月から41年1月までの期間は2万6,000円、45年4月から同年7月までの期間は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められるとともに、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年10月28日から41年2月1日まで
②昭和45年4月20日から同年8月25日まで
③昭和53年10月4日から54年2月7日まで

申立期間①について、私は、A社に昭和40年10月から運転手として勤務していた。当該事業所が41年3月に倒産した後に残務整理をしたことも覚えており、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が同年2月の1か月分だけしか確認できないことに納得できない。

申立期間②について、私は、B社に昭和45年4月から同年8月まで営業職として勤務していた。所持している同年5月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることから、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間③について、私は、C社に昭和53年10月から勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。同年10月2日に当該事業所で面接を受けた時、雇用条件について確認した内容を履歴書の裏面に書き留

めており、そこに「厚生年金」と記載しているので、当該事業所では厚生年金保険に加入していたはずであり、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が53年10月から54年1月までの期間について、欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から確認できる。

また、当該事業所における申立期間①当時の事務担当者は、「A社の従業員は、すべて本工であり、給与から一律に社会保険料等を計算して控除していた。従業員が雇用保険に加入していた期間については、厚生年金保険にも加入していたと思う。」と証言している上、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた7人のうち、勤務期間を覚えていない1人を除く6人は、いずれも本人が覚えている勤務期間と厚生年金保険被保険者期間はおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪している上、事業主の所在は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

申立期間②については、B社の当時の事業主は、「申立人は、そのころに短期間在職していたと思う。」としている上、申立期間の一部又はすべてにおいて当該事業所に係る被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「1、2か月間、申立人と一緒に仕事をしたが、私が先に退職した。」

(被保険者期間が昭和45年4月4日から同年6月30日までの同僚)、「申立人は、私が辞める直前まで勤務していた。」(被保険者期間が昭和45年6月1日から同年9月1日までの同僚)、「申立人は、数か月間、営業兼配達業務を行っていたことを覚えている。」(被保険者期間が昭和43年2月15日から48年9月1日までの同僚)としていることから、申立人が、申立期間②において、当該事業所に営業職として勤務していたものと推認される。

また、申立人が所持している当該事業所名が記載された昭和45年5月分の給料支払明細書において、申立人の給与から厚生年金保険料、健康保

険料等が控除されていることが確認できる上、申立期間②において当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で、パート勤務であったとする者1人を除き、事情を聴取できた5人（申立人が同じ営業職に従事していたとして氏名を覚えている同僚1人を含む。）は、いずれも本人が覚えている勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致しているとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持している昭和45年5月分の給料支払明細書から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間②に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、申立人が、申立期間③において、C社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により確認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格取得日（昭和54年2月8日）は、オンライン記録と一致している上、申立期間③及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、申立人が覚えている同僚2人のうち1人については、当該事業所に係る被保険者原票において、氏名を確認できない上、申立期間③当時、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者は、「入社後、一定の準備期間（試用期間）があったように思う。」と証言している。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び申立人が経理を担当していたとする事業主の妻は既に死亡している上、同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間③において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年1月4日に、資格喪失日に係る記録を同年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月4日から同年12月30日まで

私は、昭和28年に中学校を卒業後、A社に勤務していた叔父の勧めにより、申立期間について、A社に勤務していた。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に坑外勤務者として勤務していたことは、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言及び申立人が所持している履歴書により推認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、i) 当該事業所は、昭和29年1月1日付けで122人（うち、坑外勤務者が114人）もの被保険者をまとめて資格取得させていること（ちなみに、昭和29年の1年間に被保険者資格を取得した坑外勤務者は255人で、そのうち同年1月1日付けで被保険者資格を取得した114人を除き、同年1月から同年12月までに被保険者資格を取得した者が各月4人から24人の合計141人であり、同年1月1日付けで被保険者資格を取得した坑外勤務者数が極めて突出していることが確認できる。）、ii) 同年1月1日付けで

被保険者資格を取得した坑外勤務者 114 人のうち事情を聴取できた 12 人は、いずれも「自分の入社日と資格取得日が相違している。」と証言していること、iii) 同年 1 月 2 日から 30 年 2 月 10 日までの期間に被保険者資格を取得した坑外勤務者で事情を聴取できた 16 人のうち、入社日を覚えていないとする 2 人を除く 14 人は、いずれも「自分の入社日と資格取得日は一致している。」と証言していることから、その経緯は不明であるものの、当該事業所は、29 年 1 月 1 日時点で在籍し、かつ、その時点で被保険者資格を取得させていなかった坑外勤務者について、まとめて同年 1 月 1 日付けで被保険者資格を取得させ、同年 1 月 2 日以降に入社した坑外勤務者は、入社した時点から厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び役員は所在不明であるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間における「健康保険の番号」欄に記載された番号に欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 1 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から38年4月1日まで

私は、昭和27年ごろにA社に入社し、平成10年8月まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、昭和29年1月から30年1月までの期間及び38年4月から退職するまでの期間については厚生年金保険の加入記録が確認できるのに、申立期間については、加入記録が確認できない。

在職中にA社からB社に名称が変更されたが、途中で退職したことはなく、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間を含めて継続してB社（申立期間当時は、A社）に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により確認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚5人のうち4人については、それぞれの同僚が記憶している自らの入社時期と、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも相当期間（7年から8年程度）の相違がある上、当該同僚のうち2人は、「申立人は、私と同じ石工の見習として入社したが、当時、見習期間は、入社してから数年間あった。」としており、当該事業所の役員（申立人が名前を覚えている同僚の1人）は、「申立期間の前に、当社に係る厚生年金保険被保険者記録が1年間ある理由は分からないが、申立人は石工の見習として入社しており、当時は厚生年金保険には加入していないと思う。」としているほか、当該事業所は、「当社では、従業員を厚生年金保険に加入させる『社員』及び『準社員』と、厚生年金保険に加入させない『一般（日雇労働者）』に区分している

が、申立人は、当時、『一般』で、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録上、申立人と同様に昭和30年2月1日付けで当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が26人(申立人を含む。)確認できるところ、このうち申立人を含む9人については、38年4月1日以降に、当該事業所に係る被保険者資格を再取得していることが確認できる上、申立人と同じ38年4月1日付けで当該事業所に係る被保険者資格を再取得している5人(申立人を除く。)のうち事情を聴取することができた2人は、「B社に係る被保険者記録が確認できない期間(昭和30年2月1日から38年4月1日までの期間)についても、B社に継続して勤務していた。」としていることから、その経緯は不明であるものの、当該事業所は、いったん申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を30年2月1日付けで喪失させ、改めて38年4月1日付けで再取得させたものと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日(昭和30年2月1日)及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日(昭和38年4月1日)はオンライン記録と一致している上、申立期間及び前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
私は、申立期間において、A社B営業所で営業を担当していた。申立期間の厚生年金保険料は、給与から控除されていたはずである。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B営業所に勤務していたと主張しているものの、申立人が同じ時期に入社したとする同僚についても、被保険者記録が確認できず、ほかの同僚については姓のみしか覚えていないことからその者を特定することができない上、A社から社名を変更したC社は、「現在、当社に申立期間当時の資料として残っているものとして、厚生年金保険加入者名簿があるが、その中に申立人の氏名は確認できない。当社は、営業所等の従業員に係る厚生年金保険の加入手続についても、本社で一括して行っており、当該名簿には、役職や勤務先などは記載されていない上、申立期間当時のB営業所に係る従業員名簿は既に廃棄しているため、申立期間当時、B営業所に勤務していた者の氏名等は不明である。」としており、申立期間において申立人がA社B営業所に在籍した事実を確認することができない。

また、C社の厚生年金保険の担当者は、「昭和40年ごろに、本社以外の支店等で採用された者は、個人事業主として取り扱っていたので、社会保険には加入させていなかった。また、そのうち、一定期間（7か月程度）、営業成績が優秀な者については、社会保険に加入させ、更にそのうちのごくわずかな者が正社員になり、管理職に登用されていたので、30年代も同じ扱いであったと思う。」としており、申立人は、A社B営業所で採用さ

れ、本社で採用試験を受けたことはないとしていることを踏まえると、申立人は厚生年金保険に加入させない個人事業主として採用された可能性を否定できない。

さらに、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者は、「健保証の番号」欄に記載された番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から同年 12 月まで

私は、申立期間において、A社B出張所に勤務していた。申立期間について、社会保険事務所に照会したところ、「A社B出張所の事業所の登録なし。また、A社の厚生年金保険被保険者名簿に該当なし。」との回答があったが、納得がいかない。私が在職等していたことについて、A社から「在職期間証明書」及び「社会保険加入期間証明書」を発行してもらっており、申立期間にA社に在籍し、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社B出張所に勤務していたことは、A社B出張所の当時の出張所長及び同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、A社B出張所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、A社が保管している社会保険名簿によると、申立人及び申立人がA社B出張所に一緒に入社したとする同僚3人の名前が順番に記載されていることが確認できるものの、いずれも名前を二重線で消され、健康保険番号欄に付された番号が改めて別の者に付されていることを踏まえると、A社において、一度、申立人を含む4人を厚生年金保険に加入させようとしたが、何らかの事情により取りやめたことがうかがえる。

また、申立人は、「A社から在職期間証明書及び社会保険加入期間証明書を発行してもらった。」としているところ、A社は、「申立人は、当社の社会保険名簿に氏名が記載されており、また、当時の役員や管理職の氏

名等を明確に覚えていることなどから、証明書を発行したが、昭和50年以前の厚生年金保険に関する書類は既に廃棄しており、申立人が当社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる資料等に基づいて証明したものであるのではないので、それらの証明書は撤回したい。」としている。

さらに、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及びその前後の期間に整理番号の欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

加えて、申立人が、一緒に入社したとする同僚3人についても、当該被保険者原票において、氏名を確認できない上、社会保険庁のオンライン記録によると、そのうちの1人は、申立期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 2 日まで

私は、昭和 16 年 4 月に A 社の青年学校に養成工として入校し、当該事業所に勤務していた。申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間において、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答があった。

当時の給与明細書等は保管していないが、当該事業所に就労していたことは間違いなく、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 3 人の証言により推認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 17 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるところ、社会保険業務センターが保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）における被保険者資格取得日及び喪失日は当該被保険者名簿と一致していること、及び当該被保険者名簿において、申立人と同様に同年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失している者が 33 人確認できることを踏まえると、その経緯は不明であるものの、当該事業所は、労働者年金保険法が施行された当初、被保険者資格を取得させた従業員について、保険料徴収が始まる同年 6 月 1 日の時点で、改めて再点検し、何らかの事情により被保険者資格を喪失させた可能性がうかがえる。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は既に死亡している上、当時の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料

の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 331 (事案 127 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 25 日から 38 年 4 月 25 日まで

私は、中学校を卒業した後、昭和 35 年 3 月から 38 年 4 月までの 3 年間、A 県 B 町にあった C 社に勤務しており、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 12 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

前回申立て以降、新たな資料等は見付かっていないが、小中学校の同級生で、私より後に C 社に入社し、私の退職後も勤務していた同僚には C 社に係る厚生年金保険被保険者記録があると聞いているところ、その同僚が、申立期間当時、私が C 社に在籍していたことを証言してくれるので、私についても申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時、同じ炭鉱で働いていたという申立人の兄の証言等から、申立人が、D 社として社会保険の適用を受けていた事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所や申立期間当時 B 町に所在していた他の炭鉱関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が確認できないこと、及び申立期間の一部は当該事業所の全喪後の期間である上、申立期間当時、当該事業所に勤務していた者に事情を聴取しても、当時のことをほとんど覚えておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかつたことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに「小中学校の同級生で、私より後に入社し、私の退職後も勤務していた同僚に厚生年金保険被保険者記録があると聞いた。」と主張しているが、D社に係るその同僚の厚生年金保険被保険者期間は昭和35年12月から36年10月までの期間であり、その同僚は、「勤務期間と被保険者期間は一致している。」としていることから、申立人の主張とその同僚の証言は一致していない上、その同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、申立期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で新たに事情を聴取することができた複数の者は、それぞれ「約3年間勤務したが、厚生年金保険には、入社してから約1年後に加入した記録となっている。」、「自分は約3年間在職しており、D社に係る厚生年金保険被保険者期間が4か月しか確認できないが、その理由は分からない。」と証言しており、当該事業所では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成 7 年 8 月 31 日から 8 年 6 月 1 日まで
②平成 8 年 6 月 1 日から 9 年 1 月 31 日まで

私は、昭和 63 年 12 月に電機通信機器の販売等を目的に A 社（平成 6 年 4 月 1 日に B 社に商号変更）を設立し、当該事業所が事実上倒産した平成 9 年 1 月まで代表取締役を務めており、厚生年金保険の適用事業所とされた 2 年 3 月から倒産するまでの期間において、厚生年金保険の被保険者であった。

しかし、ねんきん特別便によると、平成 7 年 8 月 31 日から 8 年 6 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっておらず、また、8 年 6 月 1 日から 9 年 1 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額に基づく標準報酬月額よりも低くなっている。

私は、申立期間①においても、継続して厚生年金保険被保険者であったのに、厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できないので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、標準報酬月額が私に無断で引き下げられていることに納得できないので、申立期間②当時の給与額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録では、B 社は、平成 7 年 8 月 31 日に全喪し、8 年 6 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となって

いることから、申立期間①は、適用事業所とはされていない期間である上、申立人と同様に7年8月31日付けで被保険者資格を喪失した6人のうち4人は、当該事業所が改めて適用事業所となった8年6月1日付けで当該事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「平成8年6月ごろ、社会保険事務所がどのように使用するのかよく分からないまま、署名し、会社印を押した白紙委任状を社会保険事務所に提出したことがある。社会保険事務所が、白紙委任状を利用して事務処理を行った結果、当初、厚生年金保険被保険者期間であった7年8月31日から8年6月1日までの期間が被保険者期間でなくなったのではないか。」としているところ、社会保険庁のオンライン記録上の当該事業所に係る被保険者資格記録照会回答票において、申立人の当該事業所に係る被保険者資格喪失日（平成7年8月31日）の処理が平成7年9月14日に行われていること、及び被保険者資格取得日（平成8年6月1日）の処理が8年6月3日に行われていることが確認でき、被保険者資格喪失日及び取得日がさかのぼって訂正された形跡もうかがえないことから、不自然な点は見られない。

さらに、申立期間①について、当時の賃金台帳等の関連資料は保存されておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、当該事業所が、2回目の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成9年1月31日）の後の平成9年2月17日付けで、8年6月1日から9年1月31日までの期間の標準報酬月額が50万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「私も妻も、標準報酬月額を減額する手続には関与していないが、通常社会保険事務所への届出は妻が行っていた。」としているところ、妻は、「経理関係や総務関係の仕事は、社長が全部行っており、自分は、社長に言われたことをするだけの事務補助であった。」としており、申立人は当該事業所の代表取締役として、社会保険事務についても権限を有していたと認められることから、当該事業所の全喪手続及び自らの標準報酬月額の減額訂正手続についても関与していたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、当該事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行

為について責任を負うべきであり、申立期間②に係る自らの標準報酬月額
の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、
申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の
訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月から32年2月22日まで

私は、昭和24年5月からA社の従業員として勤務していた。31年5月に人員整理のために一度退職したが、同年8月に再度A社の従業員として採用され、その後、勤務場所は変わったものの、48年7月に退職するまで勤務していた。

社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が昭和32年2月22日からとなっているが、31年8月からA社の従業員として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、昭和31年12月22日からA社の従業員として勤務していたことは、当時のB事務所（現在は、C事務所）が保管している申立人に係る「従業員台帳」、「労務者カード」及び「労務者台帳」（以下「従業員台帳等」という。）並びに雇用保険の記録により確認できる。

しかし、当該事業所が保管している申立人に係る従業員台帳等によると、申立人が申立期間より前に当該事業所に勤務した際には、採用年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日とは一致しているものの、昭和31年12月22日に採用された際には、「職種」欄及び「備考」欄に「32年2月22日 常備（常用）へ」と記載されている上、従業員台帳等の健康保険の取得年月日（昭和32年2月22日）及び社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の取得年月日（昭和32年2月22日）は、オンライン記録と一致していることから、その経緯は不

明であるが、当該事業所は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は被保険者原票によると、申立期間及びその前後の期間において、「健康保険の番号」欄に記載された番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない上、申立人が覚えている同僚5人はいずれも姓のみであり、既に死亡している1人を除き、特定ができなかったほか、申立期間当時、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者に事情を聴取したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、C事務所は、「申立期間当時、従業員の労務管理事務はD県に委任しており、D県から引き継いだ当時の社会保険関係書類等の資料は保存年限を経過しているため既に処分している。申立人の申立てどおりの厚生年金保険の資格取得に関する届出や申立期間に係る厚生年金保険料の控除を行ったか否かについては不明である。」としている。

加えて、申立期間のうち、昭和31年8月から同年12月22日までの期間については、申立人が勤務していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年1月から41年5月1日まで
②昭和41年6月1日から同年8月まで
③昭和54年4月から55年12月まで
④平成2年3月15日から4年3月まで
⑤平成5年11月から7年4月まで

私は、申立期間①及び②についてはA社、申立期間③についてはB社、申立期間④についてはC社、申立期間⑤についてはD社にそれぞれ勤務していたが、社会保険庁の記録によると、私の厚生年金保険の加入記録については、昭和41年5月（A社）並びに平成2年1月及び同年2月（C社）の合計3か月しか確認できず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和40年1月から41年8月までの期間において、A社に継続して勤務していたと主張しているところ、申立期間①及び②の期間並びにその前後の期間に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた16人のうち4人は、いずれも「申立人を知っているが、勤務していた時期までは覚えていない。」としている上、当該事業所の事業を継承しているE社は、「昭和40年代当時の書類は既に廃棄しているので、申立人の在籍期間等については不明である。」としており、申立人の当該事業所に係る在籍期間を特定することができない。

また、前述の事情を聴取できた16人のうち1人は、「A社に勤務してい

た期間は、厚生年金保険の加入記録がある期間よりも長かったと思う。当時は、入社後、一定期間経過後に社会保険に加入させてもらったと思う。」としていることから、当該事業所は入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性を否定できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致している上、申立人に係る当該被保険者原票の備考欄には、「証返納済41.6.27」とゴム印が押されているほか、当該事業所に係る被保険者原票において、申立期間①及び②並びにその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

申立期間③について、申立人がB社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から確認できる。

しかし、当該事業所が加入していたF組合（現在は、G組合）は、「B社が当組合に編入したのは昭和52年10月1日からである。申立人の氏名を検索したが、B社の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。」としている上、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、昭和55年5月30日にH県I市からJ県K町に異動していることが確認でき、このことについて、申立人は、「昭和55年10月からL社の営業活動を始めたことを覚えており、そのことから考えると、戸籍の附票に記載されているとおおり、同年5月ごろにK町に戻ったと思う。」としている。

また、当時、当該事業所の経理課長であった者は、「当時、B社では、正社員と準社員については、一定期間の試用期間後に厚生年金保険に加入させていたが、パートやアルバイトについては、厚生年金保険に加入させていなかった。」としており、申立人が氏名を覚えている同僚でB社M営業所の所長であった者は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、正社員であったかどうかや厚生年金保険に加入していたかどうかについては覚えていない。」としている上、当該事業所の事業を継承しているN社は、「当時の関係資料は既に廃棄しており、申立人の人事関係の記録や当社における厚生年金保険の加入状況等については不明である。」としており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間③において、国民年金保険料を納付し又は申請免除されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月ごろに、H県I市で払い出されたことが推認できる。

申立期間④について、申立人は、申立期間④を含む平成2年1月から4

年3月までの期間において、C社に勤務していたと主張しているところ、当該事業所における雇用保険の離職日（平成2年3月10日）と厚生年金保険の被保険者資格喪失日（平成2年3月15日）はおおむね一致している上、申立期間④の期間及びその前後の期間に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で申立人と同じ業務に従事していた3人のうち1人は、「私がC社に勤務していた平成2年9月から4年2月までの期間には、申立人はC社に勤務していなかった。」としているほか、当時の事業主は、「平成元年12月に申立人を採用したが、2年3月になって『辞職したい。』と言ってきたため、辞めてもらうことにした。」としており、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成2年3月15日に国民年金に再加入し、再加入後の国民年金保険料を現年度納付により納付していることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、D社に非常勤職員として勤務していたことは、当該事業所を経営していたO社の当時の事業主の証言により推認できる。

しかし、当時の事業主は、「当時の資料は既に廃棄しているが、申立人を含めて非常勤職員であった者の労働時間は、週6時間から8時間程度で、月単位でも30時間から35時間程度であったことから、50人ほどいた非常勤職員は、全員、厚生年金保険には加入させていなかった。」としており、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間⑤において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、いずれの申立期間においても、事業主により申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 5 日から 46 年 10 月 6 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、人員整理のために解雇された。社会保険庁の記録によると、申立期間の脱退手当金は、昭和 47 年 6 月に支給された記録となっているが、そのころは、失業保険をすぐに受給できたので、経済的には困っていなかった。

また、申立期間の直前に勤務していたB社に係る厚生年金保険加入記録についても脱退手当金を支給された記録となっているが、当該記録については、その当時、別の事業所に勤務していた姉から「私は脱退手当金を受給した。」との話を聞いたことを契機として、私もその期間の脱退手当金を請求し、受給したことは覚えているが、申立期間の脱退手当金については請求も受給もした覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立人の姉が脱退手当金を受給したことを聞いて、申立期間の直前に勤務していたB社に係る期間の脱退手当金を受給したが、申立期間に係る脱退手当金は受給した覚えは無い。」と主張しているところ、社会保険庁の記録上、申立人の姉の脱退手当金の支給日は昭和 44 年 7 月 2 日であり、その時点では、申立人は申立期間に係る事業所に勤務しているため、脱退手当金の受給要件を満たしていないほか、申立人が申立期間に係る事業所を退職後、B社の期間についてのみ脱退手当金を請求したとしても、申立人が脱退手当金を受給したとするB社と申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は同一の番号で管理されていることを踏まえると、申立期間に係る事業所の分を含めて脱退手当金が支給され

たものと考えるのが自然である。

また、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理においては、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」を表示することとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には「脱」と表示されていることが確認できる上、申立期間以前に勤務した期間と申立期間を基礎として計算された申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。